

食品安全モニターからの報告（平成 19 年 4 月分）について

食品安全モニターから 4 月中に、13 件の報告がありました。

報告内容	
< 意見等 >	
・ 食品安全委員会活動一般関係	2 件
・ B S E 関係	3 件
・ 化学物質関係	1 件
・ 遺伝子組換え食品等関係	1 件
・ 食品表示関係	4 件
・ その他	2 件

（注）複数の分野に関係する報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

凡例) 食品安全モニターの職務経験区分：

食品関係業務経験者

- ・ 現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を 5 年以上有している方
- ・ 過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を 5 年以上有している方

食品関係研究職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を 5 年以上有している方

医療・教育職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を 5 年以上有している方

その他消費者一般

- ・ 上記の項目に該当しない方

1. 食品安全委員会活動一般関係

食品安全モニター会議の任期中の早期開催について

食品安全モニター会議の開催を、4月中あるいは遅くとも5月前半の、より早い時期に設定していただけないでしょうか。初めてモニターになられた方も、活動内容を理解でき、少しでも早く活動できるようになるのではないかと、思います。

(高知県 女性 48歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全モニター会議の開催時期につきましては、早期開催の御要望を踏まえ、平成18年度からそれまでの6～7月開催より1ヶ月早く開催しておりますが、会議開催に係る諸準備にある程度時間が必要なことから、4月や5月前半での開催は難しいものと考えております。

なお、平成19年度の食品安全モニター会議は、5月から6月にかけて全国7都市において計10回開催することとし、当委員会の役割や取組、リスク評価の実際などについて知識や理解を深めていただくとともに、当委員会委員をはじめ、リスク管理機関の担当者も加わった形で意見交換を行うこととしております。

いずれにいたしましても、会議の運営やあり方等については、モニターの皆様から随時いただく御意見も含め、会議後のアンケートでいただく種々の御意見・御要望も参考にしながら、よりよいものとなるよう工夫してまいります。

このほか、以下の意見がありました。

リスクコミュニケーション担当者へお願い

沖縄で開催された「農薬に関する意見交換会」に参加した。食品安全委員会の担当者には、人材育成されたスペシャリストとして積極的に、正しい適切な情報提供と解説をしていただくことを期待する。

(沖縄県 女性 46歳 食品関係業務経験者)

2. BSE関係

「食品に関するリスクコミュニケーション（大阪）」に参加して

「食品に関するリスクコミュニケーション（大阪）- 我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価の実施について - 」に参加しました。その中の、山本先生の講演で、日本は14カ国から牛肉を輸入していることを初めて知りました。食品安全委員会が進めようとしている自ら評価に大いに期待しています。また、加工食品・外食においても、原材料・原産地表示を徹底していただきたいと思います。

（滋賀県 女性 54歳 その他消費者一般）

【食品安全委員会からのコメント】

現在、米国・カナダ以外の国から輸入されている牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価については、プリオン専門調査会において準備段階の議論を重ねた結果「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施に関するプリオン専門調査会の見解」をまとめ、3月22日に開催した食品安全委員会第183回会合に報告されました。これを受けて自ら評価を実施する前に意見交換会を実施することが決定され、4月23日から27日にかけて、全国4ヶ所で意見交換会を開催いたしました。その意見交換会で寄せられた御意見等を踏まえ、5月17日に開催した食品安全委員会第190回会合において評価の要否等も含めて審議した結果、評価を実施することとなりました。今後、プリオン専門調査会において、具体的な評価を進めることとなります。

【農林水産省からのコメント】

牛肉の原産地表示については、JAS法に基づき、
生鮮品については、平成12年7月から義務付け、
加工品についても、平成18年10月から生鮮食品に近い「味付けカルビ」等は原料原産地表示の対象とし、
外食産業については、平成17年7月に策定した「外食における原産地表示に関するガイドライン」の普及、
などにより、原産地表示の推進に努めているところです。

牛肉加工品については、他の加工品同様、いくつかの原産地の原料を混合して使用する場合や、中間加工品を使用する場合などがあり、原料の原産地を大元までさかのぼって正確に把握することは現実的には困難な商品も存在しています。

したがって、全ての牛肉加工品に原料の原産地表示を義務付けることは難しいと考えています。

一方、牛肉加工品等への消費者の関心の高まりを踏まえ、食肉加工、販売、外食等の団体に対して、義務化されていないものも含め、原産地に関する情報提供を事業者が積極的に行うよう、働きかけを行ったところです。

こうした中で、表示やホームページ等により原料原産地に関する情報を自主的に発信する取組も見られており、今後、こうした事業者の前向きな取組を促してまいりたいと考えています。

米国産牛肉輸入自由化問題について

米国側は日本政府が米国の食肉処理場を査察して問題がなければ、全箱検査を止めて、従来の抜き打ち検査方式にするという新聞記事が掲載されていた。また、月齢規制を生後30ヶ月以下に引き上げるのではないかという記事も一部で掲載されていた。しかし、日本国民はまだ、この問題について納得も同意もしていないのではないか。

(長崎県 男性 43歳 食品関係業務経験者)

米国産牛肉の輸入条件緩和は時間をかけて

米国産牛肉の輸入条件になっている月齢規制の緩和について、輸入時の全箱検査で違反品が発見されている現状では、簡単に応じるべきではないと思う。全箱検査中止の議論が出てくるようになってはじめて月齢規制緩和を認めるようにしてもよいと思う。

(神奈川県 男性 68歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

輸入手続再開以降、5月18日現在で、約1万8千トン(約2千件)の貨物の全箱確認を行ってきたところです。これらの貨物では4件の混載事例はあったものの、米国側システム全体についての問題は確認されていないことから、対日輸出を行っている施設等の査察を行い、特段問題がない施設は全箱確認を終了することが可能であると判断したところです。厚生労働省検疫所、農林水産省動物検疫所における検査は、昨年輸入手続再開以降、米国産牛肉の輸入時に全ロットの抽出検査を実施するなど他の食肉製品に比べても検疫を強化しており、全箱確認終了後も、引き続きこれらの水際における輸入時の検査を適切に実施してまいります。

また、今回の査察は検証期間の終了に向けて実施するものであり、米国産牛肉の輸入条件の緩和を前提としたものではありません。現在の輸入条件は、食品安全委員会におけるリスク評価を踏まえて決定したものであり、仮に見直しを検討する場合であっても食品安全委員会のリスク評価が必要となります。

本件に関しましては、食の安全と消費者の信頼確保を大前提に、科学に基づいたステップをきちんと踏んで対応することが重要と考えており、関係省庁が連携して適切に対応してまいります。

3. 化学物質関係

トランス脂肪酸に関するファクトシートの更新を

新聞記事にトランス脂肪酸を多く含有しているフライドポテトについて載っていました。他にもトランス脂肪酸高含有の食品があるのではないかと心配です。現在の実態を調査し、公表していただきたいと思います。

(神奈川県 男性 68歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

現在、食品安全委員会では、食品中に含まれるトランス脂肪酸について、ファクトシートを作成して、その基本的な科学的知見を取りまとめて公表しています。

<http://www.fsc.go.jp/sonota/54kai-factsheets-trans.pdf>

また、現在の日本人のトランス脂肪酸の摂取量を把握するため、平成18年度にマーガリン類及びショートニング等の食品におけるトランス脂肪酸含有量に関するデータ収集調査を行ったところです。近々、本調査結果を公表するとともに、ファクトシートの更新を予定しています。

4. 遺伝子組換え食品等関係

GM（遺伝子組換え）作物の安全性評価を行う第三者機関の設置について

消費者や生産者の間にはGM作物について強い抵抗感があると思われるが、これはGM作物について納得いく説明が少ないことにも起因しているのではないのでしょうか。政府はGM作物の安全性や倫理性の評価を専門的に行う第三者機関を設置し、生産者や消費者の不安を取り除くシステム作りを推進するべきです。

（北海道 男性 38歳 食品関係業務経験者）

【食品安全委員会からのコメント】

遺伝子組換え食品・飼料の人への安全性評価については、食品安全委員会で評価基準を定め、これに基づき、遺伝子組換え食品等専門調査会で安全性評価を行っています。

これは、平成15年7月に施行された食品安全基本法に基づき、科学的知見に基づく中立公正なリスク評価を実施するため、リスク管理機関から独立して内閣府に食品安全委員会が設置され、従来、リスク管理機関で行われていた安全性評価を食品安全委員会で行うこととなったことによるものです。

これまで食品安全委員会では、遺伝子組換え食品の安全性を審査していく際の基準について、専門調査会での基準案作成の議論に資するため、国民のみなさまのご意見を聴く必要があると判断し、「遺伝子組換え食品についてご意見を聴く会」（平成15年10月24日開催）の実施や「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準案等に関する意見交換会」（同年12月19日開催）等、厚生労働省、農林水産省と連携しての意見交換会を実施するなど、関係者間の理解を深めるためリスクコミュニケーションに努めているところです。

今後とも、食品安全委員会としては、国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方に大きな開きがあるものをテーマとして取り上げ、意見交換会を開催するとともに、食品安全基本法の施行に伴い導入されたリスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図っていきたいと考えております。

5. 食品表示関係

開封後の賞味期限について

一般家庭用の調味料等、比較的賞味期限が長い食品には、未開封での賞味期限が表示されていますが、開封後の賞味期限表示があると、消費者にとってわかりやすいと思います。

(三重県 男性 35歳 食品関係業務経験者)

常温保存可能牛乳の表示の件について

常温保存可能な牛乳(生乳 100%使用)に「開封後は賞味期限にかかわらず、できるだけ早く消費してください」と記載されていた。非常にあいまいな表現と思われ、開封後の次回使用が危ぶまれる。明確に「開封後、冷蔵庫内で 日」との表示の改善が必要と思われる。

(福井県 女性 57歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

賞味期限とは、「定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日」であり、食品の開封前の期限表示として義務付けられているものです。

食品の開封後は、細菌の増加、風味の劣化等がみられるため、食品を購入した場合には、開封後早めに消費していただく必要があります。開封後の賞味期限を表示することについては、開封後の食品の管理状況が各家庭により異なること等から困難と考えます。

また、期限表示の設定を行う食品等事業者に対して、「賞味期限」を過ぎた食品等の取り扱い等について消費者からの問い合わせがあった場合には、可能な限り情報提供に努め、適切に対応するよう、加工食品の表示に関するQ&A(第2集:期限表示について)を整理、公表しており、今後とも、食品表示に関する普及啓発に努めてまいりたいと考えています。

(参考)

「加工食品の表示に関する共通Q&A」

農林水産省ウェブサイト

http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyakako_kyotukigen.pdf

厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/ga/syokuhin/kakou2/index.html>

食パンの消費期限切れに関して

先日、食パンの消費期限違反事例が報じられていた。そこで、食パン購入時に、消費期限に注目してみたところ、メーカーによって消費期限に違いがみられた。消費者として消費期限が長いのは便利であるが、食品衛生法上、消費期限の設定について何か規定があるのか。

(福岡県 女性 71歳 医療・教育職経験者)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

消費期限の設定を適切に行うためには、食品等の特性、品質変化の要因や製造時の衛生管理の状態、原材料の衛生状態、保存状態等の当該食品に関する知見や情報を有している必要があることから、食品等事業者（表示義務者）が期限の設定を行うこととなります。

このため、食品等事業者においては、客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等を含め、これまでの商品の開発・営業等により蓄積した経験や知識等を有効に活用することにより、個別の商品に科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定することが必要になり、メーカー等によって消費期限に違いが見られます。

いずれにしても、加工食品の表示に関するQ & A（第2集：期限表示について）を整理・公表しており、今後とも、食品表示に関する普及啓発に努めてまいりたいと考えています。

（参考）「加工食品の表示に関する共通Q&A」

農林水産省ウェブサイト

http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyu/kako_kyotu_kigen.pdf

厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/kakou2/index.html>

農産物の生産履歴表示について

農産物の生産履歴表示が、一部で導入されていますが、内容が複雑で、実施されている品目も少なく、消費者にわかりにくい状況です。一目で分かるような簡単な方法で、食卓から農場まで顔が見えるような方策を見出していきたいと思えます。

（宮崎県 男性 72歳 食品関係業務経験者）

【農林水産省からのコメント】

農産物の生産履歴情報は、事業者が自ら取り組んでいるものや、事業者団体がおこなっているものなど様々な形で行われています。

また、消費者の「食」に対する関心が高まっている中で、正確な食品の生産履歴情報を消費者に提供する仕組みとして、第三者機関（登録認定機関）が認定する生産情報公表JAS規格の導入を進めています。牛肉及び豚肉に続き、平成17年6月に農産物についての生産情報公表JAS規格が制定され、一部の加工食品（豆腐、こんにゃく）についても平成19年4月から施行されたところです。

生産情報公表農産物のJASマークが付された農産物は、誰が、どこで、どのように生産したかがわかるように、生産者の氏名、ほ場の所在地、使用された農薬の用途別分類、種類及び使用回数、施用された肥料の種類などの生産情報をインターネット、ファックスなどで公表されており、自宅のパソコンや店頭等で見ることができます。

なお、生産情報公表農産物を含めた生産情報公表JAS規格は、新しい規格なので、普及・定着を図るために消費者及び事業者双方にとってメリットのある制

度であることを認識してもらう必要があります。消費者及び事業者の理解を深めるために交流会を開催したり、パンフレットを作成・配布するなど、普及啓発に努めているところです。

(参考)

食品表示とJAS規格

<http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyaj/index.htm>

6. その他

健康食品を国が認証へ

国は、健康食品について、成分基準の新設や認証マークの導入の検討を始めるとい
う。2007年中にとりまとめるとしているが、消費者にわかりやすい基準と制度にし、
安全と安心が前面に出てくるような総合的な対策づくりを期待したい。

(北海道 男性 65歳 食品関係業務経験者)

サプリメントについて

市場を大いににぎわしているサプリメントについて、確かな情報を日本国民に伝え
ていくにはどうしたらよいか。サプリメントの今までの歴史をもとに探り、見直す時
期ではないかと思う。

(東京都 女性 53歳 医療・教育職経験者)

【厚生労働省からのコメント】

健康食品の安全性確保のために必要な対策などについて、今後、厚生労働省食
品安全部に検討の場を設け、有識者にご検討いただくこととしています。この検
討結果を踏まえて、所要の措置を講ずることとしています。なお、認証マークの
導入等、いわゆる「健康食品」について国が認証する制度を創設することを決定
したという事実はありません。